PLUS1
価値ある不動産へ

No 022509

プラスワン通信

相続放棄を証明する書類

相続放棄をしたことを証明する「相続放棄申述受理証明書」。相続人が家庭裁判所で相続放棄の申請を行い、受理された後に交付申請ができます。

相続した財産を処分したいが、相続人の中に相続放棄をした人が存在する場合、処分する為に相続放棄申述受理証明書が必要になります。中には、協力を得られず、相続を放棄した本人から相続放棄申述受理証明書を渡してもらえない事があるかもしれません。この場合、相続が確定した相続人はどうする事もできないのでしょうか？

相続人同士がもめているケース

①相続人はA・B・Cの合計3人。
②A・Bは相続放棄を家庭裁判所へ申請し、受理されている。
③Cは被相続人の死亡を知った日から2年後に負の財産があることを知り、相続放棄を希望するも、相続放棄ができない状態になっていた。
④Cは相続財産を処分することを決心したが、処分の手続き上 A・Bの相続放棄申述受理証明書が必要であることを知った。
⑤CとA・Bとはもめており、A・Bから相続放棄申述受理証明書を渡してもらえない状況である。

利害関係人からの交付申請

相続放棄をした本人から相続放棄申述受理証明書を渡してもらえない場合、相続人Cが家庭裁判所にA・Bとの利害関係人と認められれば、相続人Cは交付申請ができます。

＜方法＞

利害関係人からの交付申請で必要なものは、相続放棄の事件番号がわかっている事と、必要書類（身分証・戸籍謄本・住民票・被相続人の除籍謄本・除住民票・被相続人と相続人が一緒に入っていた時の戸籍謄本・相続関係図）です。事件番号は、同じ書類をそろえて事前に照会することで知ることができます。

利害関係人からの交付申請は可能ですが、まずは相続人同士、常日頃から意思の疎通を図っておくことが大切かと思われます。

株式会社プラスワン
〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1-9-11　石川COビル5階
TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

TEL：03-3255-2305
Mail：info@kkplus1.com